

平成31年度予算要求 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

事業目的・内容

平成28年4月から、障害者差別解消法が施行され、大学等においても障害者への合理的配慮が法的又は努力義務とされているところである。しかし、重度訪問介護を利用するような常時介護を要する重度障害者については、修学に必要な支援体制を大学等において速やかに整えることが困難な場合がある。そのため、当該大学等が必要な体制を構築できるまでの間の支援として、国により市町村が実施する地域生活支援事業の一つに当該修学支援事業が追加された。

これを受け、本市においては常時介護を必要とする重度訪問介護利用者が大学等に修学するにあたり、通学や大学内において身体介護等の支援を提供することにより、社会参加を促進する。

予算額

2,520千円

実施方法

既存事業である地域生活支援事業の堺市障害者移動支援事業の中で実施する予定。